

2 騒音・低周波音

(1) 調査

1) 調査の内容

工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、供用後の施設の稼働、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の状況、施設の稼働に伴う低周波音の状況を予測・評価するための調査内容は、以下に示すとおりである。

騒音に係る現地調査の内容は表 4.2-1 に、現地調査地点の一覧は表 4.2-2 に示すとおりである。また、現地調査地点は図 4.2-1 及び図 4.2-2 に示すとおりである。

① 環境騒音

環境騒音レベル(L_{Aeq} 、 L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95})

② 道路交通騒音

道路交通騒音レベル(L_{Aeq} 、 L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95})

③ 低周波音

1/3 オクターブバンド音圧レベル、G特性音圧レベル

④ 自動車交通量・車速

自動車交通量・車速（車種別、方向別、時間帯別）

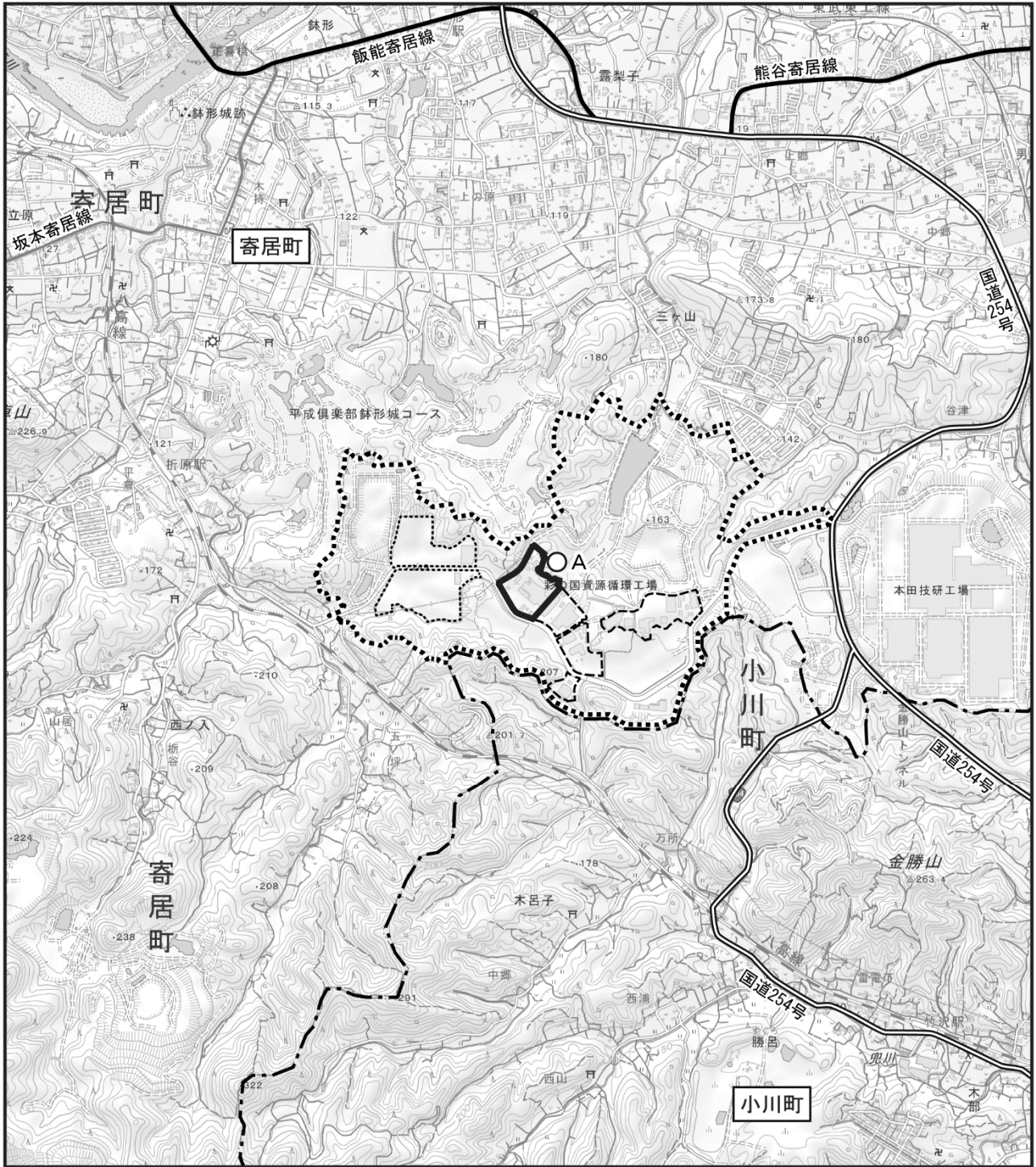
表 4.2-1 現地調査の内容

調査内容	調査方法	調査地域・地点	調査期間・頻度
環境騒音	「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に定める測定方法に基づき、 L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} を測定する。	計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上の 1 地点とする。 ^{注)}	2 回、平日 24 時間 (稼働時、非稼働時間)
道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定める測定方法に基づき、 L_{eq} 、 L_5 、 L_{50} 、 L_{95} を測定する。	資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主な走行ルート上の沿道 2 地点とする。	1 回、平日 24 時間
低周波音	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年、環境庁)に定める測定方法に基づき、1/3 オクターブバンド音圧レベル、G特性音圧レベルを測定する。	計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上の 1 地点とする。 ^{注)}	1 回、平日 24 時間
自動車交通量・車速	自動車交通量は、ハンドカウンターを用いて、大型車・小型車・自動二輪車の 3 車種別・方向別・時間別に測定する。車速は、大型車・小型車(1 時間毎に各 10 台ずつ)を対象として、方向別に、一定区間を走行する時間をストップウォッチで計測し、走行速度を算出する。	道路交通騒音と同地点とする。	1 回、平日 24 時間

注) 計画地は工業専用地域であり、騒音規制法に基づく規制基準は適用されないが、既存工場においては運営協定に基づき工場敷地(計画地)から 50m 離れた仮想敷地境界上の騒音の自主規制値を設定し継続的に調査を行い、その結果を公表している。本調査においても継続性の観点から計画地から 50m 離れた仮想敷地上の 1 地点で調査を行うこととする。低周波音については運営協定に基づく調査は行っていないが、同地点で行うこととする。

表 4.2-2 現地調査地点の一覧

調査内容	調査地点名		選定理由
環境騒音	A	計画地から 50m離れた 仮想敷地境界上	運営協定に基づき継続的に調査を行い、その結果を公表している地点であり、継続性の観点から計画地付近における騒音の状況を把握する地点として選定する。
道路交通騒音、 自動車交通量 ・車速	No.1	谷津集会所駐車場	工事中の資材運搬等の車両及び供用後の廃棄物運搬車両等の主な走行ルートにおいて、沿道に分布する集落付近の騒音や自動車交通量・車速の状況を把握する地点として選定する。
	No.2	みどりが丘中央公園	
低周波音	A	計画地から 50m離れた 仮想敷地境界上	低周波音については運営協定に基づく調査は行っていないが、計画地付近における低周波音の状況を把握する地点として環境騒音と同じ地点を選定する。



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

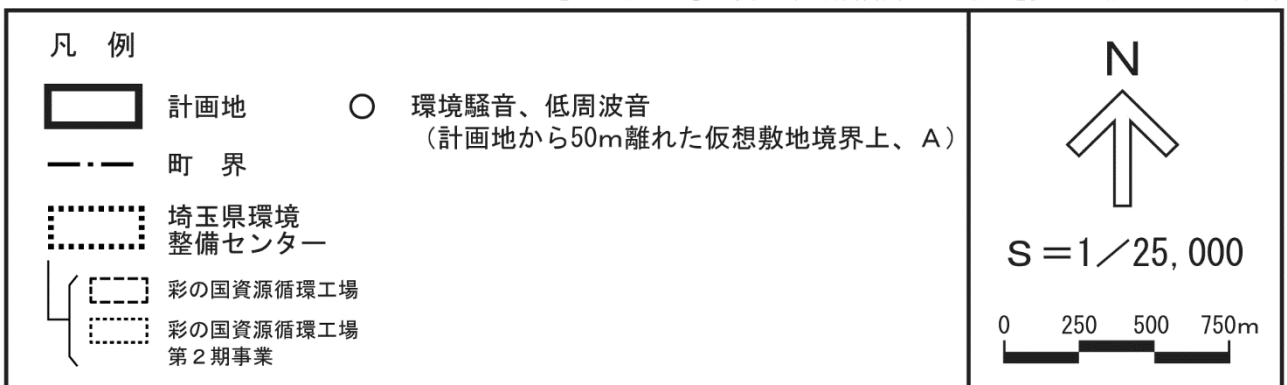
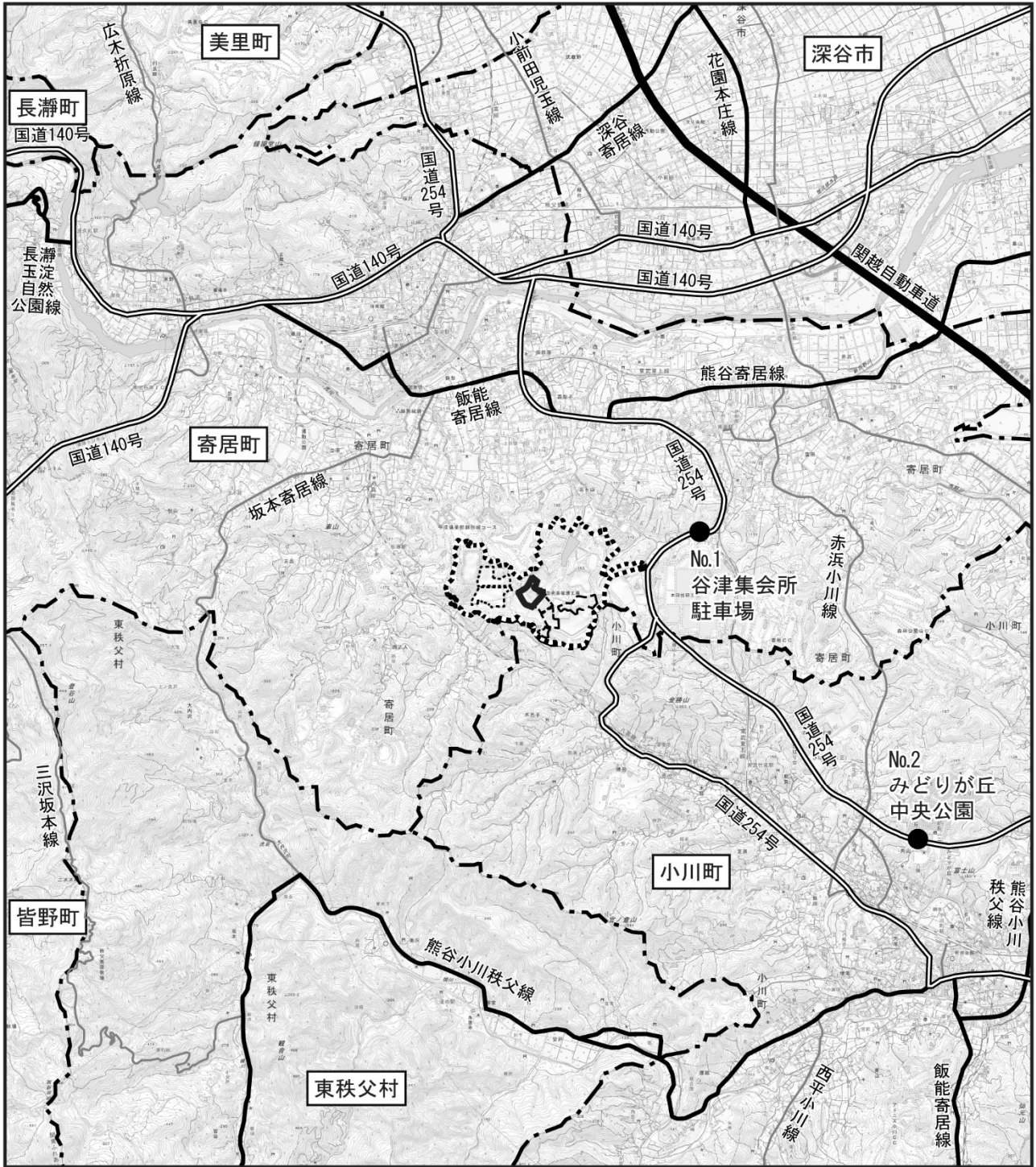


図 4.2-1 環境騒音、低周波音の調査地点（現地調査）



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

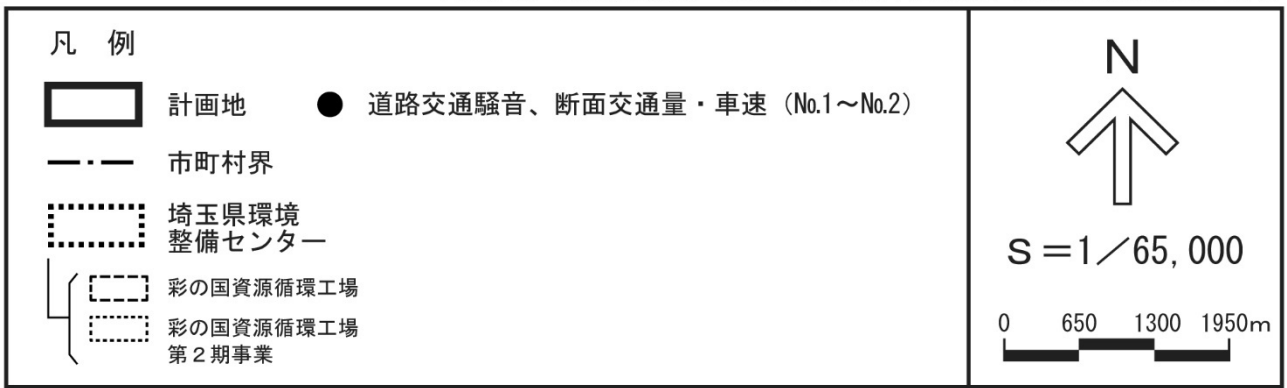


図 4.2-2 道路交通騒音の調査地点（現地調査）

(2) 予 測

1) 予測内容

工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、供用後の施設の稼働、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音、施設の稼働に伴う低周波音の影響を予測するための内容は、表 4.2-3 に示すとおりである。

表 4.2-3 予測の内容

予測内容	予測方法	予測地域・地点	予測対象時期
建設機械の稼働に伴う騒音に伴う影響	伝搬理論式を用いて予測を行う。	予測地点は現地調査地点（計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上の 1 地点）及びその周辺とする。 ^{注)}	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、建設機械の稼働による騒音レベルが最大となる時期とする。
資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響	日本音響学会の道路交通騒音予測モデル「ASJ RTN-Model 2018」を用いて予測を行う。	予測地点は現地調査地点と同様とする。	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、資材運搬等の車両の走行による騒音レベルが最大となる時期とする。
施設の稼働に伴う騒音及び低周波音の影響	伝搬理論式を用いて予測を行う。	予測地点は現地調査地点（計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上の 1 地点）及びその周辺とする。 ^{注)}	計画施設の供用後（計画施設増設工事の完了後）において、施設の稼働が定常状態となる時期とする。
廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の影響	日本音響学会の道路交通騒音予測モデル「ASJ RTN-Model 2018」を用いて予測を行う。	予測地点は現地調査地点と同様とする。	計画施設の供用後（計画施設増設工事の完了後）において、施設の稼働が定常状態となる時期とする。

注) 計画地は工業専用地域であり、騒音規制法に基づく規制基準は適用されないが、既存工場においては運営協定に基づき工場敷地（計画地）から 50m 離れた仮想敷地境界上の騒音の自主規制値を設定し継続的に調査を行い、その結果を公表している。本調査においても継続性の観点から計画地から 50m 離れた仮想敷地上の 1 地点で調査を行うこととする。低周波音については運営協定に基づく調査は行っていないが、同地点で行うこととする。

(3) 評価

1) 評価方法

騒音・低周波音の影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、騒音規制法による規制基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることとする。

2) 環境の保全に関する配慮方針

騒音に係る環境の保全に関する配慮方針は、表 4.2-4 に示すとおりである。

表 4.2-4 環境の保全に関する配慮方針

区分		環境の保全に関する配慮方針
工事中	建設機械の稼働に伴う騒音の影響	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、低騒音型の使用に努める。 施工区域周囲に仮囲い（高さ 2 m）を設置する。 建設機械のアイドリングストップを周知・徹底する。 建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 建設機械の整備・点検を適切に実施する。
	資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両のアイドリングストップを周知・徹底する。 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。
供用後	施設の稼働に伴う騒音及び低周波音の影響	<ul style="list-style-type: none"> 発生源となる設備、ストックヤード等は建物で遮蔽し、騒音の施設外部への伝搬を防止する。 騒音の目標値を設定し、測定管理を実施する。 設備の点検・整備を適切に実施する。
	廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の影響	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物運搬車両等は、低公害車の使用に努める。 廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを周知・徹底する。 廃棄物の搬入及び再資源化物の搬出にあたり、搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 廃棄物運搬車両等の整備・点検を適切に実施する。